

島崎氏証言を生かし、歴史的な一審判決の維持・発展に注力する

平成29（2017）年4月27日

大飯原発訴訟福井弁護士団

団長 島田 広

我々が担当している大飯原発差止訴訟・控訴審において、去る4月24日、名古屋高等裁判所金沢支部では、原子力規制委員会委員長代理を務め大飯原発の基準地震動の審査を担当した島崎邦彦氏(東京大学名誉教授)の証人尋問が行われました。

同尋問において島崎氏は、（１）活断層の情報から地震モーメントを「事前」推定する手法としての経験式を比較検証する上では、「地震発生後に」震源インバージョンによって求められる震源断層の情報ではなく、「事前に設定できる断層長さ」等の考え方をを用いるべきこと、（２）詳細に調査しても、震源インバージョンで求められる震源断層面積を事前に設定することは不可能であり、事前設定できる断層面積は類型的にそれよりも小さくなること、（３）上記の帰結として、入倉・三宅式を大飯原発などにおける「事前」予測に使うと地震モーメントは過小評価になってしまうこと、（４）関西電力が大飯原発に関して行っている「詳細な調査」や不確かさの考慮を加味しても、入倉・三宅式による過小評価のおそれは無くならないこと、（５）地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成28年12月に修正した「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」（レシピ）を踏まえれば、入倉・三宅式を使うレシピは審査ガイドに違反していること、（６）大飯原発の基準地震動は必要な審査を怠っているためまだ許可を出すべき段階ではないこと、などを証言されました。

以上の証言からすれば、「大飯原発に」「将来発生する」基準地震動を予測するという目的で入倉・三宅式を適用することが適当でないことは、もはや明白であるといえます。

規制委員会では4月26日の会合において、熊本地震が「起こった後における」本震の分析の結果、震源断層面積と地震モーメントとの関係は、入倉・三宅式と整

合しているという報告を受けました。しかし、規制委員会も、入倉・三宅式を正しく適用するために不可欠な震源インバージョンによる震源断層の面積を「事前」評価することが出来ないことは、よく認識しているはずですが、そうであるにもかかわらず、この問題を先送りし審査ガイド違反を続けることについて、私たちは断じて認めることはできません。

福島原発事故後6年を経ても、いまだ被害が拡大し続けている現状を前に、司法は改めて人権の最後の砦としての役割に立ち返るべきです。私たち弁護団一同は、今回の島崎邦彦氏証人尋問の成果を踏まえ、規制委員会の判断が今日の科学的知見を踏まえていないこと等を強く訴え、歴史的な一審判決を維持・発展すべく、全力を尽くしていきます。

以上